

## 茨木市地域子育て支援拠点事業実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (実施方法)

第2 事業の実施主体は、茨木市とする。

2 市長は、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができるものとする。

### (実施形態)

第3 事業の実施形態は、次のとおりとする。

- (1) ひろば型 常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子ども（おおむね3歳未満の乳幼児及び保護者。以下「子育て親子」という。）が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供するものをいう。
- (2) 機能拡充型 常設のひろばを開設し、子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供するものであって、一時預かり事業又はこれに準じた事業（以下「一時預かり事業」という。）を実施するものをいう。
- (3) センター型 地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を展開するものをいう。

### (事業内容)

第4 ひろば型、機能拡充型及びセンター型は、次の取組をすべて実施するものとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
  - (2) 子育て等に関する相談及び援助
  - (3) 地域の子育て関連情報の提供
  - (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等
- 2 機能拡充型は、前項各号に加え、関係機関又は子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、ひろば開設場所（近隣施設を含

む。)を活用し、次に掲げる類型による一時預かり事業を実施するものとする。

(1) 一般型 法第6条の3第7項の規定により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児をひろば開設場所(近隣施設を含む。)又は駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かる事業をいう。

(2) 地域密着Ⅱ型(これに類するものを含む。第5第2号ウにおいて同じ。)法第6条の3第7項の規定に準じ、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児をひろば開設場所(近隣施設を含む。)又は駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かる事業をいう。

3 ひろば型及び機能拡充型は、地域の子育て力を高めることを目的とした取組を実施することができる。

4 ひろば型及び機能拡充型は、近隣の公共施設等を活用して、ひろば型及び機能拡充型と同様の事業を実施する出張ひろばを開設することができる。

(事業の実施要件)

第5 事業の実施要件については、次のとおりとする。

(1) ひろば型

ア 実施場所は、次に掲げるもののいずれにも該当するものとする。

(ア) 公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、民家、子育て支援のための拠点施設、マンション・アパートの一室など、子育て親子が集う場として適した場所で、かつ、拠点となる場所であること。

(イ) おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること。

(ウ) ひろばの設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベット、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

イ 開設日数等は、原則として、週3日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。

ウ ひろばには、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2人以上配置すること。

エ 出張ひろばは、次に掲げるもののいずれにも該当するものとする。

(ア) 開設日数等は、週1日～2日、かつ、1日5時間以上開設すること。

(イ) 職員のうち1名以上が、ひろば型の職員を兼務すること。

(ウ) 実施場所は、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性等に十分に配慮すること。

(2) 機能拡充型

ア 前号に掲げるひろば型の実施要件を満たすこと。

イ 一般型の一時預かり事業を実施するときは、規則第36条の35第1号に規定す

る設備及び人員に関する基準等を順守すること。

ウ 地域密着Ⅱ型の一時預かり事業を実施するときは、次に掲げる事項を順守すること。

(ア) 規則第56条第2項第1号及び第5号の規定に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。

(イ) 規則第56条第2項第2号の規定に準じ、事業の対象となる乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う者（(イ)において「担当者」という。）を配置することとし、当該担当者の数は2人を下ることはできないこととする。ただし、担当者は、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1人以上配置することとし、保育士資格を有していない担当者の配置は、本市が実施する研修を受講し、修了することを要件とする。

(ウ) 事業を実施するに当たっては、規則第56条第2項第4号の規定に準じ、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示141号）に定める保育内容を参考とすること。

(3) センター型

ア 実施場所は、保育所等の児童福祉施設で、効果的・継続的な事業が可能な場所で実施すること。

イ 開設日数等は、原則として、週5日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。

ウ 職員については、育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の者を2人以上配置すること。

エ 関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等との連携を図りながら、地域支援活動の次の取組を実施すること。

(ア) 子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、公民館、公園等の公共施設等に出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動の取組

(イ) 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合には、当該家庭への訪問など、関係機関との連携・協力により支援する取組

(秘密の保持)

第6 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。以下同じ。）は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報や業務遂行以外に用いてはならない。

2 事業に従事する者は、業務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(関係機関との連携)

第7 事業を実施するに当たり、ひろば型、機能拡充型及びセンター型は、互いに連

携、協力し、情報の交換・共有を行うとともに、保健所、民生委員児童委員、子育て支援団体等の関係機関との連携を密にするものとする。

(研修)

第8 市長は、事業に従事する者を対象に、必要に応じて研修を実施し、又は他の行政機関等が実施する研修会に参加させ、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図るものとする。

(委託料等)

第9 市長は、事業を委託等した社会福祉法人等に対して委託料等を支払うものとする。

2 前項の委託料等は、国が示す事業に必要な標準的経費の額とする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から実施する。